

# 「遺伝子組換え食品の表示のあり方」に関する意見書

農林水産省食品流通品質課長殿

平成 10 年 10 月 9 日

社団法人農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑中 孝晴

## 「遺伝子組換え食品の表示のあり方」に関する意見書

### 1. 遺伝子組換え食品について

#### 1) 遺伝子組換え技術

遺伝子組換え技術は、地球的課題となっている人口・食料・環境・エネルギー、医療等の問題の解決に不可欠な、次世代のテクノロジーとして大きな役割を果たすものと考えられる。

したがって現在緒についたばかりのこのような技術について、その発展を阻害することのないよう配慮する必要がある。

#### 2) 遺伝子組換え農作物の普及

遺伝子組換え農作物は、1994年に最初の商業生産が行なわれて以来、作物の種類、作付面積ともに急増し、1997年には約1300万haにまで拡大した。

今後、遺伝子組換え技術は従来 of 交配を基本とする品種改良技術に普遍的に組み込まれ、それらの進展によって組換え作物の種類が大巾に広がり、導入遺伝子も多様化してくることが見込まれている。

#### 3) 遺伝子組換え食品の安全性

遺伝子組換え食品については、その安全性評価のため国が国際的論議を踏まえて指針を定め、それにしたがって個々に慎重な評価が行なわれてきたところであり、これまでのところ、国内外を問わず、安全性に問題が生じた事例は皆無である。

#### 4) 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

弊センターが平成9年度に実施した全国規模のアンケート調査結果によれば、遺伝子組換え食品に関する意識については、全く購入しないと応えた消費者は

少なく、おおかたは受け入れている。

## 5) 遺伝子組換え食品の表示の必要性

国が安全性を確認した食品については、遺伝子組換えによるものであっても、交配等の従来品種改良により生み出されたものと同様、食品の安全性の観点からは原則として表示する必要はないと考える。

しかしながら、遺伝子組換えは新しい画期的な技術であるだけに、中には不安感を持つ消費者もいるので、商品選択の便宜を図るためであるならば、当面の対応として一定の表示を行うこともやむを得ない。

## 2. 表示方法について

### 1) 基本的な考え方

遺伝子組換え食品の表示に関する考え方は、次の通りである。

- (1) 従来のもものと実質的に同等なものに表示の義務を課すことは、合理的な理由がなく、適切ではないこと。
- (2) 表示ルールを定めることにより、新たなコスト増を招き、結果として全消費者に一律にこのコストが転嫁されることは避けるべきであること。
- (3) 遺伝子組換え食品を欲しない消費者が、遺伝子組換えでない食品を選択できること。

なお、栄養上・健康上従来のもものと明らかに異なるものは、交配等の従来品種改良によっても生み出されることから、遺伝子組換え食品の表示とは別の問題として厚生省等において措置されるべきものとする。

### 2) 具体的な表示方法

このような観点から、不安感をもつ消費者が遺伝子組換えでない食品を選択出来るようにするためには、遺伝子組換えではない農産物のみを原料として使用したものに「不使用表示」を任意に行えるようにすることで十分と考える。

この場合、消費者への誤解、商品販売上の不公平等に配慮して、優良誤認を与えることのないような方策が必要である。

### 3. 今後の進め方について

#### 1) 表示ルールの暫定措置

表示の国際規格については現在国際機関で具体的な検討が行われているところであり、今後の作物・導入遺伝子の多様化を考慮すると、当面は、現在安全性が確認されているもの乃至は近く確認が見込まれるものに限定して暫定的な表示ルールを慎重に定め、国が適切な指導を行うことが適当と考える。

#### 2) 情報提供活動の強化

遺伝子組換え食品についての不安感をなくすためには、何よりもまず消費者が、安全性評価の手法、技術の本質、遺伝子組換え農作物の研究開発・商品化状況、遺伝子組換え食品の製造・流通状況等を正しく理解することが重要であるので、あらゆる機会を捉えて情報の提供を行う必要がある。

国は、積極的にこの活動を推進するとともに、開発者・関連業界にも消費者に情報を提供するよう指導することが必要である。

#### 3) その他

懇談会の議論の経緯をみると、各委員の意見に相当の開きがあり、また、「倫理的な問題が生ずるもの」「対面販売」等十分な論議が行われていないものもあるので、今回公募した意見も含め、さらに慎重な検討を進められたい。